栃木県条例第三号

栃木県文化振興条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化振興基本計画 (第七条)

第三章 文化 の振興に関する基本的施策 (第八

第四章 栃木県文化振興審議会 (第二十七条)

附則

ŧ たらすとともに、 地域の自然や歴史との 人と人とが カコ カュ わ 互いに理解 り \mathcal{O} 中 で人 々が 尊重し合う社会の基盤となるもの 創造してきた文化は、 暮らしに ゆ であ 11 を

におい 登録された日光の社寺など多くの文化的遺産を有してい 民俗芸能や陶器、 に 恵ま 私たちのふるさと栃木県は、 ても れており、 県内各地で様々な活動が展開されてい 織物などの特色ある伝統工芸が継承されてきている。 県内には、 こうした自然と先人たち 日光、 那須の山 々や鬼怒川をはじめとする河川など豊か る。 \mathcal{O} るほか、 知恵や努力にはぐくまれ、 音楽や美術などの芸術の分 また、 世界文化遺産 地域独 な自然 自 \mathcal{O}

て新たな県民文化を創造し、 した県民共通の財産である本県の多彩な文化の 次代に引き継い でい _ 層の くことが 振興を図るとともに、 重要である れら を基

この条例 |域社会の実現を目指 私たち を制定する。 は、 誰もが生きが 協働 \mathcal{O} 理念の いをも もとに本県文化の振興に取り組んでい って幸せに暮らすことができ、 活力と個 くことを決意 性 に あ Š れ

第一章 総則

(目的)

第 一条 活及び活力あ 本となる事項を定めることにより、 を明らかにするとともに、 この 条例 る地域社会の実現に寄与することを目的とする。 は、 文化の振興に関 文化 の振興に 文化振興施策を総合的に推進 関する施策 基本理念を定め、 (以下 並び 「文化振 に県の Ļ 興 (施策] 責務及び もつ て心豊 とい 県民等 · う。 カコ な県 \mathcal{O} 民生 の基 役

(基本理念)

第二条 文化の振興に当たって は、 文化 \mathcal{O} 担い手である県民一人ひとりの自主性及び創造性 が

尊重されなければならない。

- 2 であることに 文化の振興に当たっては、 できるよう か な環境 んがみ、 \mathcal{O} 整備 県民 が等 が 文化 図られなけ を創造 しく文化を鑑賞し、 Ļ ればならない。 及び享受することが これ に参 加 Ļ 人々 又はこれを創造するこ の生まれ なが 5 \mathcal{O} 権 利
- 3 文化の振興に当たっ ては、 多様な文化 の保護及び発展が図ら ħ なければなら な
- 4 化の 興に当た 0 て は、 豊かな 自然 歴史及び風 出に培 わ れてきた郷土の 公統的. にな文化

が 民 /共通 \mathcal{O} 財 産 とし て、 将来 水にわた り保存され、 及び継 承されるとともに、 新 L V 文 化

創造の ために生かされるよう配慮されなけ 文化活動を行う民間の団体及び個 ればなら ない

5

文化の

振興に当たっては、

県民、

人

以下

「文化団体

等」という。 <u>`</u> 事業者、 市町村並びに県が、 それぞれ の責務又は役割を担うとともに、 相

互に連携 及び協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、 前条の 基本理念 (以下 「基本理念」 とい . う。 \smile に \mathcal{O} つとり、 文化 振 興 施策を総

合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

2 めるものとする 県は、 文化振興施 策の策定及び実施に当たっ て は、 広 て県民 の意見 が 反映され るよう 努

3 ものとする。 県は、 文化振興施策の 効果的な推進を図るため、 市 町 村 及び 文化 団体等 نح \mathcal{O} 連携に努め

(県民の役割)

第四条 県民は、 基本理念にの 0 とり、 文化に 9 V ての 理解と関心を深め、 文化に親しむこと

等を通じて、 文化を振興する役割を果たすように努めるものとする。

(文化団体等 の役割

第五条 文化団体等は、 基本理念に (D) つとり、 それぞれ 0 文化活動を通じて、 文化を振興する

役割を果たすように努めるものとする

(事業者の役割

第六条 事業者は、 基本理念に \mathcal{O} つとり、 文化活動へ の支援等を通じて、 文化を振興する役

を果たすように努めるも \mathcal{O} とする。

第二章 文化振興基本計

第七条 知事は、 文化振興施策 0 総合的 カ つ効果的な推進を図るため、 文化の振興に 関する基

本的な計画 (以 下 「文化振興基本計画」 とい . う。 を定め なけ れ ば ならな 11

- 2 文化振興基本計 画には、 次に掲げる事 項を定めるものとする。
- 文化 の振興に関する基本的方向
- 文化 の振興に関する施策に関する事 項
- 三 前二号に掲げるも Ō のほ か、 文化 \mathcal{O} 振興に関 し必要な事 項
- 3 知事は、 文化振興基本計画を定めようとするときは、 あらか でしめ、 栃木県文化振興審議会

 \mathcal{O} 意見を聴かなけ ればならな

4 知事は、 文化振興基本計画を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表しなけれ ばならな 11

5 前二項の 規定は、 文化振興基本計画の変更に つい て準用する。

第三章 文化の 振興に関する基本的施策

(芸術及び芸能の 振興)

第 깄 条 県は、 文学、 音楽、 美術、 写真、 演 劇 舞踊 メ デ イア芸術、 能 楽、 歌 舞伎その 他 \mathcal{O}

芸術 及び芸能 \mathcal{O} 振興を図るため、 必要な施策を講ずるように努める Ł のとする。

(生活文化等の振興)

第九条 県は、 茶道、 華道、 書道、 食文化、 囲碁、 将棋その他 \mathcal{O} 生活 文化及び国民娯楽の 振興

を図るため、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(文化財の保存等)

第十条 県は、 有形及び無形の文化財が適切に保存され、 継承され、 及び活用されるよう、 必

要な施策を講ずるように努めるものとする。

(伝統的な文化の保存等)

県は、 年中行事、 伝統工芸その 他 \mathcal{O} 地域における伝統的な文化が適切に保存され、

継承され、及び活用されるよう、 必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(文化交流の推進)

県は、 県民の文化活動が促進されるとともに、 県民と国内外の 人々との 相 互理解が

深まるよう、 文化交流の推進に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(文化情報の発信)

第十三条 県は、 文化を活用した観光の振興、 地域の産業の活性化、 地域文化の 形成等を図 る

ため、本県の文化活動及び文化資源に関する情報を発信するように努めるものとする

(文化活動の担い手の育成)

第十四条 県は、 県民の文化活動の充実を図るため、 文化活動を担う人材及び団体 の育成に必

要な施策を講ずるように努めるものとする。

(鑑賞等の機会の充実)

県は、 広く県民が文化を鑑賞し、 これに参加し、 又はこれを創造する機会の充実を

図るため、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十六条 県は、 高齢者、 障害者等の文化活動の充実を図るため、 必要な施策を講ずるように

努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の充実)

県は、 学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、 必要な施策を講

ずるように努めるものとする。

(文化施設の充実及び活用)

第十八条 県は、 県民の文化活動の充実を図るため、 文化ホ ル (音楽、 演 劇等の公演 \mathcal{O} ため

の施設をいう。 美術館、 博物館、 図書館その他の文化施設 の充実及び活用に必要な施策

を講ずるように努めるものとする。

(文化情報の収集及び提供)

第十九条 県は、 県民の文化活動を促進するため、 地域の文化に関する情報を収集し、 及び提

供するように努めるものとする。

(文化による地域づくり)

第二十条 創出及び活性化に寄与することにかんがみ、 県は、 文化が、 家庭や地域社会に潤 文化による地域づくりに必要な施策を講ずるよ いをもたらすとともに、 地域 \mathcal{O} 特 <u>色</u>あ る産 業 \mathcal{O}

(文化をはぐくむ環境の整備)

うに努めるものとする。

第二十一条 等を図ることにより、 県は、 個性豊かな地域文化をはぐく 潤いと安らぎのある文化的な環境の整備に努めるものとする。 、むため、 自 然環境の 保全、 優 ñ た景観 \mathcal{O} 形 成

(市町村及び文化団体等との連携等)

第二十二条 文化団体等との連携を図るとともに、 県は、 市町村の文化振興施策及び 助言、 文 情報提供等の支援に努めるものとする。 化 団体等の 活動を促進するため、 市 町 村 及 てバ

(民間の支援活動等の促進)

第二十三条 動を促進するため、 県は、 民間の 普及啓発、 団体及び個 情報提供等に努めるものとする。 人が文化活動に対 して行う支援活動及びボランテ イ ア 活

(顕彰)

第二十四条 県は、 文化活動で顕著な成果を収めた者その 他文化の振興に寄与した者の 顕 彰に

(推進体制の整備)

努めるも

のとする

第二十五条 とする。 県は、 文化振興施策の総合的な推進を図るため、 必要な体制 の整備に努めるも \mathcal{O}

(財政上の措置)

第二十六条 ものとする。 県は、 文化振興施策を推進するため、 必要な財政上の措置を講ずるように努める

第四章 栃木県文化振興審議

会

第二十七条 議会」 とい 文化の振興に関する重要事項を調査審議するため、 . う。 この条例 を置く。 0 規定によりその権限に属させら れた事務を処理し、 栃木県文化振興審議会 及び 知事の (以下 諮 問

2 審議会は、 前項に規定するもの Ď ほ か、 文化の 振興に関し必要と認められる事項に 0 い

て、知事に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 委員は、 学識経験を有する者のうちから、 知事が任命する。
- 5 委員の任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の委員 \mathcal{O} 任期は、 前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるも Ō Ď ほか、 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

附訓

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。